

令和 8 年度ケアプラン未来（居宅介護支援）事業計画

1. 目的

- ① 在宅で生活する 40 歳以上の要介護者等、又はこれらの者を抱える家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談及び情報の提供を行います。また、在宅の要介護者高齢者及びその介護者の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整を行い、地域の要介護高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。
- ② 在宅の認知症高齢者等を抱える家族等の介護に関する心配事・悩み事について総合的な相談等に応じ認知症高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。
- ③ 利用者の日常生活全般を支援する観点から要介護者等の相談に応じ居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することが出来るように「居宅サービス計画書」又は「介護予防サービス支援計画書」を作成します。

2. 基本方針

- ① 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自助、共助、公助を適切に組み合わせて主体性を尊重し自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し援助します。
- ② 利用者の心身状況、その置かれている状況に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様なサービス事業者の連携を得て総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮します。
- ③ 事業の運営に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ④ 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行います。また、要介護認定実施の有無を確認し、申請書類の支援も行います。
- ⑤ サービスの実施状況や利用者の要介護状態の変化等を的確に把握し、実効的なサービス利用を行います。
- ⑥ 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第 38 号）」遵守します。

3. 重点事項

- ① 地震を含めた災害時に対応できる事業所として各関係市町村また他居宅介護支援事業所と一体となり地域への研修・活動への参加や互助システムを共同で作りあげていく。
- ② 各担当利用者の生活ニーズの掘り起こしをし、困りごとについて地域に発信す

る。

- ③ 日頃から利用者の変化に応じてどのように過ごしていきたいか利用者、家族に確認しておき、状態変化時に速やかに対応できるよう準備をしておく。
- ④ 医師・薬剤師・各地域包括支援センター等と連携をとり、在宅生活が継続できるよう支援する。

4. その他

この事業計画については、事業の運営開始に伴い、必要に応じて変更・追加を行うものとする。

附則

この事業計画については令和 8 年 4 月 1 日より施行する。